

農村地域運営組織の活動支援事業実施要領

制 定 令和6年3月26日付け農振第1569号

（趣 旨）

第1 中山間地域が持つ県土保全等の多面的機能は、そこに住む人々の顕然な農業生産活動を通じて農地や水路等が維持される中で発揮されてきた。しかし、多くの農村では、過疎化、高齢化それらに伴う農業後継者の不足などにより、地域活力が低下し、荒廃農地の増加など、地域の資源の良好な保全・活用が難しくなっている。

農村地域運営組織の活動支援事業（以下「事業」という。）は、このような課題に対して、中山間地域の活性化に向けた地域活動を支援する制度として設置された千葉県中山間地域農村活性化基金及び市町村基金の運用益等を活用して、農村地域運営組織（農村において地域住民自らが主体となつて、地域資源等を活用しながら地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織のこと）の機能強化や地域住民活動の取組を支援することで、都市部等からの人の流れの受け皿の一つとして機能させ、住民主体の農村地域の活性化を促進することを目的として実施するものである。

2 事業の実施については、千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金交付要綱並びにこの要領の定めるところによる。

（事業の採択要件）

第2 この事業を実施するための採択要件は別表1のとおりとする。

（事業主体と活動主体）

第3 この事業の事業主体は市町村とする。

また、この事業の活動主体は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）直売所の運営組織
- （2）ふるさと保全指導員が指導する地域共同活動団体
- （3）前各号に定めるもののほか知事が適当と認める者

（事業実施対象地域）

第4 事業実施対象地域は、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村を管轄する市町村の区域、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域とする。

（事業の内容等）

第5 事業の内容及び採択要件、対象となる経費等は別表1、2に掲げるとおりとする。

（事業の採択手続き）

第6 事業の採択手続きは次のとおりとする。

1 事業採択申請

- （1）補助金を受けて、事業を実施しようとする市町村長は、事業採択申請書（別記様式第1号）

に事業概要表を添付し、所轄の農業事務所長（以下「事務所長」という。）に提出するものとする。

（２）事務所長は、提出のあった事業概要表の内容を審査し、適当と認めたものについて採択希望調書（別記様式第２号）に事業概要表等を添付して知事に進達するものとする。

２ 事業採択通知

知事は、事務所長から進達のあった採択希望調書及び事業概要表等を審査し、適当と認めたものについて、事業採択通知書（別記様式第３号）及び予算割当一覧表（別記様式第４号）を当該事務所長を経由して、事業を実施しようとする市町村長に通知するものとする。

（助成）

第７ 県は予算の範囲内において、事業の実施に要する経費を千葉県中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金交付要綱により補助するものとする。

（実施期間）

第８ 事業の実施期間は、原則として単年度とする。ただし、実施期間完了後も、継続して支援を受けようとする場合は、第６第１項の規定にもとづき新たに採択申請するものとする。

附 則

- １．この要領は、令和６年３月２６日から施行する。
- ２．この要領は、令和６年度からの事業に適用する。

別表 1

事業採択要件、事業内容及び対象経費	1. 事業採択要件 事業採択の要件は下記のとおりとする。 (1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業と連携して造成された市町村基金を設置している市町村で行われるものであること。 (2) 地域住民が主体的に実施するものであること。 (3) 地域の自立促進を図るものであること。 (4) 地域の活性化に向けて、新たに取り組む活動であること。又は既存の活動の内容を拡充するものであること。 (5) 継続的に地域共同活動が行われていくものであること。 (6) 実施要領第3の各号に掲げられた者が活動主体となる場合は、市町村は補助対象経費の一部又は全部を補助するものであること。 2. 事業内容 活動主体が新たに取り組む集落機能強化（地域住民のコミュニティ形成、移住者の受入等）に資する事業 3. 対象経費 別表に定める農村地域運営組織の機能強化に向けて活動主体が実施するソフト事業に要する経費 （報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料等） 4. 補助の対象としない事業及び経費 (1) 同一の事業に対して、県の他事業の補助金交付を受けている場合 (2) 除草、草刈り等毎年行っている維持管理作業 (3) 指導員や市町村職員の活動にかかる日当
--------------------------	---

別表 2

事業内容	対象となる経費
1 地域住民のコミュニティ形成に要する経費	会場借上げ費、食糧費（酒類を除く飲料等）、パンフレット印刷費等
2 地域で行うイベントの開催に要する経費	会場借上げ費、食糧費（酒類を除く飲料等）、車両借上げ費、講師謝礼、地域内人材の人件費、ポスター、パンフレット等印刷費、参加者に対する保険料等
3 移住者等が所得を得るための営農支援や、地域の話合いのコーディネートに係る人材の派遣に要する経費	報償費、旅費、資料等印刷費等
4 農村地域運営組織の円滑な活動のための専門家等への相談に係る経費	報償費、旅費、資料等印刷費等
5 都市部等からの外部人材が「農村のしごと」を経験するために行う、援農等の実施に要する経費	会場借上げ費、食糧費（酒類を除く飲料等）、車両借上げ費、講師謝礼、地域内人材の人件費、ポスター、パンフレット等印刷費、栽培に関する資材、参加者に対する保険料等
6 その他、事業に必要と認められる経費	事業に直接必要となるその他の経費

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

年度 農村地域運営組織の活動支援事業採択申請書

下記地区において、標記事業を実施したいので、農村地域運営組織の活動支援事業
実施要領第 6 の 1 により資料を添付して申請します。

記

1. 地区名

2. 事業概要表（別紙）

(別紙)

農村地域運営組織の活動支援事業概要表

地 区 名	地区		所在地		
地区の概要					
活動主体 (事業を実施する団体)	団体名			会員数	名
	所在地	〒			
	代表者氏名		同左連絡先	()	
	担当者氏名		同左連絡先	()	
ふるさと保全指導員氏名 ※該当ある場合					

事業費	千円	補助要望額	千円	県費	千円、市町村	千円、その他	千円
事業目的							
事業内容等	事業活動内容（概算経費）						
	・ ・ ・ ・ ・ ・						
市町村基金 造成額	円 (年 4 月 1 日 現在)						

年間活動スケジュール

年 月	活動内容

活動位置図及び現況写真

位置図（1/50000又は1/25000地形図に地区を朱色表示のこと）
添付写真（地区現況 1 ～ 2 葉）

(別記様式第2号)

年度 農村地域運営組織の活動支援事業 採択希望調書

農業事務所 (単位：千円)

市町村名	地区名	活動主体団体名	ふるさと保全 指導員名 ※該当ある場合	事業費	補助金	備 考 (関連事業等)

※事業概要表等の写しを添付して提出してください。

(別記様式第3号)

第 年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

年度 農村地域運営組織の活動支援事業採択通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった下記地区について、
年度農村地域運営組織の活動支援事業として採択します。

ついては、事業の遂行に遺漏のないよう措置してください。

記

1. 地区名

(別記様式第4号)

年度 農村地域運営組織の活動支援事業 採択地区及び予算割当一覧表

農業事務所 (単位：千円)

市町村名	地区名	活動主体団体名	ふるさと保全 指導員氏名 ※該当ある場合	事業費	補助金	備 考 (関連事業等)